

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年4月23日(2020.4.23)

【公開番号】特開2019-205898(P2019-205898A)

【公開日】令和1年12月5日(2019.12.5)

【年通号数】公開・登録公報2019-049

【出願番号】特願2019-147139(P2019-147139)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和2年3月10日(2020.3.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球を貯留可能な上皿と下皿とを備えた遊技機であって、

遊技球が流下する遊技領域と、

所定の発射位置から前記遊技領域に向けて遊技球を発射する球発射装置と、

前記発射位置から発射されたものの前記遊技領域に到達しなかった遊技球を前記上皿ではなく前記下皿に返却する返却経路を構成する下皿返却部と、

遊技球に付された線材が前記返却経路および前記下皿返却部の出口を通じて前記下皿側から操作されることを防止し得る不正防止部と、

を備え、

前記不正防止部は、折れ曲げにより形成された切断部位を有する金属板材からなり、該金属板材は、前記返却経路内の所定位置に前記切断部位が位置するよう前記下皿返却部の外側から装着可能であり、

前記返却経路に位置する線材に張力が付加された際に当該線材が前記切断部位で切斷されうるように前記金属板材を前記下皿返却部に配置することにより、遊技球に付された線材が前記返却経路および前記下皿返却部の出口を通じて前記下皿側から操作されることを防止し得るようにしたものであり、

さらに、当該遊技機には、前記金属板材とは別に、遊技球に付された線材を切断又は挾止する別防止部が設けられ、該別防止部は、前記金属板材よりも前記発射位置に近い位置に設けられ、

前記別防止部で切斷できなかった線材を、前記金属板材の前記切断部で切斷可能にしたことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

また、従来の遊技機は、線材が付された遊技球が発射され、その線材を操作する不正な遊技に対する抑止力が十分ではなかった。

**【手続補正3】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0006**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0006】**

本発明は、上記した事情に鑑みなされたもので、その目的とするところは、不正な遊技に対する抑止力を高めた遊技機を提供することにある。

**【手続補正4】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0007**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0007】**

本発明は、

遊技球を貯留可能な上皿と下皿とを備えた遊技機であって、

遊技球が流下する遊技領域と、

所定の発射位置から前記遊技領域に向けて遊技球を発射する球発射装置と、

前記発射位置から発射されたものの前記遊技領域に到達しなかった遊技球を前記上皿ではなく前記下皿に返却する返却経路を構成する下皿返却部と、

遊技球に付された線材が前記返却経路および前記下皿返却部の出口を通じて前記下皿側から操作されることを防止し得る不正防止部と、

を備え、

前記不正防止部は、折れ曲げにより形成された切断部位を有する金属板材からなり、該金属板材は、前記返却経路内の所定位置に前記切断部位が位置するように前記下皿返却部の外側から装着可能であり、

前記返却経路に位置する線材に張力が付加された際に当該線材が前記切断部位で切斷されうるように前記金属板材を前記下皿返却部に配置することにより、遊技球に付された線材が前記返却経路および前記下皿返却部の出口を通じて前記下皿側から操作されることを防止し得るようにしたものであり、

さらに、当該遊技機には、前記金属板材とは別に、遊技球に付された線材を切断又は挿止する別防止部が設けられ、該別防止部は、前記金属板材よりも前記発射位置に近い位置に設けられ、

前記別防止部で切斷できなかった線材を、前記金属板材の前記切断部で切斷可能にしたことを特徴とする。

**【手続補正5】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0008**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0008】**

本発明によれば、不正な遊技に対する抑止力を高めた遊技機が提供できる。